

第2章 小学校・中学校・義務教育学校

第1 小学校の概要

小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校である。修業年限は6年である。

都内公立小学校の学校数、学級数及び児童数

(令和6年5月1日現在 単位：校、学級、人)

	学校数	学級数					児童数		
		総数	通常学級		特別支援学級	日本語学級	総数	通常学級	特別支援学級
			単式	複式					
区部	809	14,034	13,096	－	892	46	390,116	385,104	5,012
市町村部	450	7,580	6,798	5	766	11	201,261	196,670	4,591
(再掲)都立	1	6	6	－	－	－	205	205	－
計	1,259	21,614	19,899	5	1,658	57	591,377	581,774	9,603

【出典：東京都教育委員会「公立学校統計調査報告書(学校調査編)」】

(注) 1 都立小学校1校は、市町村部に含む。なお、児童受入れは、令和4年度からである。

2 「単式(学級)」とは、同学年の児童で編制する学級のことであり、「複式(学級)」とは連続する二つの学年の児童で編制する学級のことである。

3 学級数は通級指導学級数を含み、児童数は通級生数を含まない。

4 日本語学級は全て通級指導学級である。

第2 中学校の概要

中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校である。修業年限は3年である。

都内公立中学校の学校数、学級数及び生徒数

(令和6年5月1日現在 単位：校、学級、人)

	学校数	学級数					生徒数				
		総数	通常学級	特別支援学級	日本語学級	夜間学級	総数	通常学級	特別支援学級	日本語学級	夜間学級
区部	371	4,457	4,015	396	29	17	137,330	134,522	2,595	99	114
市町村部	235	3,062	2,659	398	2	3	91,576	88,919	2,643	-	14
(再掲)都立	5	62	62	-	-	-	2,479	2,479	-	-	-
計	606	7,519	6,674	794	31	20	228,906	223,441	5,238	99	128

【出典：東京都教育委員会「公立学校統計調査報告書(学校調査編及び東京都公立学校一覧)」】

- (注) 1 学校数には分校を含む。
2 都立中学校5校は、区部(4校)、市町村部(1校)にそれぞれ含む。(147 ページ参照)。
3 学級数は通級指導学級数を含み、生徒数は通級生数を含まない。
4 日本語学級数は、昼間及び夜間の学級数の合計である。また、昼間の日本語学級は、通級指導により行われている。

第3 義務教育学校の概要

義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校である。修業年限は9年であり、前期6年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分される。

都内公立義務教育学校の学校数、学級数及び児童・生徒数

(令和6年5月1日現在 単位：校、学級、人)

	学校数	総数	学級数				児童・生徒数				
			通常学級		特別支援学級	日本語学級	総数	通常学級		特別支援学級	日本語学級
			前期課程	後期課程				前期課程	後期課程		
区部	8	291	171	81	37	2	8,125	5,396	2,729	226	-
市町村部	2	59	31	14	14	-	1,371	949	422	67	-
計	10	350	202	95	51	2	9,496	6,345	3,151	293	-

【出典：東京都教育委員会「公立学校統計調査報告書(学校調査編)」】

- (注) 1 学級数は通級指導学級数を含み、児童・生徒数は通級生数を含まない。
2 都内では、江東区、品川区及び八王子市が義務教育学校を設置している。
3 日本語学級は全て通級指導学級である。

第4 学級編制基準

公立小・中学校（小学校には、義務教育学校の前期課程を含み、中学校には、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の学級編制は、国が義務教育の全国的水準の維持向上を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）」で1学級の児童・生徒数の標準を定め、これに基づき都道府県教育委員会（指定都市の設置する小・中学校にあっては当該指定都市教育委員会）が基準を定めている。

国において「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備」として、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校における学級編制の標準を令和3年度から5年かけて35人に段階的に引き下げることが示された。これらを踏まえ、都においても小学校における学級編制基準を、5年かけて35人に段階的に引き下げる予定。

令和5年度の都の学級編制基準は、小・中学校通常学級において、国の標準と同じく小学校第1学年から第4学年までの基準を35人、小学校第5学年から中学校第3学年までの基準を40人としている。

なお、小学校において連続する二つの学年の児童数が10人以下の場合は、複式学級（複数の学年の在学生在で編制する学級）を編制している。ただし、一つの学年（第1学年及び第6学年を除く。）の児童数が6人以上の場合並びに第1学年及び第6学年の場合にあっては、その学年を一つの学級として編制している。中学校においては、複式学級は編制しない。

東京都の学級編制基準

学校の種類	学 年	単式学級	複式学級
小 学 校	第1～4学年	35人	10人
	第5～6学年	40人	10人
中 学 校	全 学 年	40人	—

（注）小学校第1学年及び第6学年は複式学級を編制しない。

また、平成22年度からは小1問題・中1ギャップの予防・解決のために、小学校第1・第2学年及び中学校第1学年について同学年の児童・生徒で編制する学級の算定基準（40人）により算定した学級の児童・生徒数が下記の基準を超える場合には、教員の加配により学級規模の縮小、ティームティーチング又は少人数指導等を選択できる都独自の制度を導入している。

なお、現在、小学校第1学年については、平成23年度から国の学級編制標準が35人となったことにより、また、小学校第2学年については、令和3年度から国の学級編制標準が35人となったことにより、この加配の対象となっていない。

小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配算定基準

(単位：人)

		H22	H23	H24	H25～
加配算定基準	小1	39	—	—	—
	小2	—	39	—	—
	中1	39	38	37	35

＜参考＞ 学級編制基準の推移

年度 種別		昭 33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44～54	(*) 平 55～3	令 4～2	3～
小学校	都	59	57	56		54	50	49	48	47	46	45	45	40	40	35
	標準法 (国)	(60)	58	56		54	50	49	48	47	46	45	45	40	40	35
中学校	都	54	53			52	50	49	48	47	46	45	45	40	40	40
	標準法 (国)	(55)	54			52	50	49	48	47	46	45	45	40	40	40

(注) 1 昭和34年度は、都基準のうち小学校第4～6学年は58人、中学校第3学年は54人

2 昭和39年度から昭和43年度までは、標準法のうち小学校については、同学年一級に編制する場合は49人

3 昭和55年度から平成3年度（＊）までは、40人学級について、毎年、国標準は政令により、都基準についても通知を発して実施時期、対象学年等を定め、順次実施した。

4 平成23年度以降は、都基準・標準法とも小学校第1学年は35人

5 小学校には、義務教育学校の前期課程を含み、中学校には、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。

6 令和3年度以降は小学校における学級編制基準を令和3年度から5年かけて段階的に35人に引き下げる予定

第5 日本語学級

日本語学級は、帰国児童・生徒及び在日外国人児童・生徒等で日本語能力が不十分な者に対し、学校の授業等が理解できるよう、また日常生活についても支障がないように日本語を習得させる目的で、昭和46年に設置された。

平成元年度には、「公立小・中学校日本語学級認可要綱（現在は「公立小学校・中学校・義務教育学校日本語学級設置要綱」）」を定め、日本語学級の設置基準を明確にし、平成5年度には要綱の一部改正により、他校からの通級を認めることとした。

令和6年度は、小学校11区3市27校、中学校7区2市13校、義務教育学校1区1校に合わせて83学級（昼間）が設置されている。夜間の日本語学級は、夜間学級を設置する5区5校に7学級（121ページ参照）が設置されている。

都内日本語学級（昼間）の設置校数、学級数及び生徒数

（令和6年5月1日現在 単位：校、学級、人）

		学校数	学級数	児童・生徒数
小学校	区立	23	46	679
	市立	4	11	165
中学校	区立	11	22	372
	市立	2	2	25
義務教育学校	区立	1	2	28
	市立	－	－	－
計		41	83	1,269

【出典：東京都教育委員会「公立学校統計調査報告書(学校調査編)」】

（注）夜間学級を含まない。

第6 義務教育未修了者等の就学対策

1 中学校夜間学級

中学校夜間学級とは、戦後の混乱期において家庭的・経済的な理由によって中学校を長期欠席する生徒への対策として創設された、夜間の授業を行う学級である。

昭和31年度に創設された「就学援助制度」によって、家庭的・経済的な理由によって長期欠席する生徒は減少してきたが、病気等により不就学のまま学齢を超過し、義務教育未修了となった者が、中学校教育を受けることを希望して入学し始めたため、夜間学級はほとんどそれらの生徒で占められるようになった。

昭和40年代中頃から、韓国、次いで中国から帰国した生徒の入学希望者が増加してきたが、日本語の能力が十分ではなく通常の学習に適応できないということから、日本語の特別授業の要望が強く、昭和46年から「日本語学級」が3校に設置された。

このような経緯を経て現在の中学校夜間学級は、学齢を超過した義務教育未修了者等に対する教育の場となっている。

なお、平成27年7月、文部科学省から、不登校などで学校に十分に通わないまま卒業した者などが、中学校夜間学級に入学を希望する場合、一定の要件の下、受入れを可能とすることについて通知があり、実質的に義務教育を十分に受けられなかった義務教育修了者も入学の対象となった。

中学校夜間学級は、対象者が都内全域であり、それぞれの学校が区域を越えた広域的な立場で教育活動を展開している。

設置状況は次表のとおりで、都内8校に設置されている。

(1) 都内中学校夜間学級の設置校数、学級数及び生徒数

(令和6年5月1日現在 単位：校、学級、人)

	学校数		学級数		生徒数	
	総数	日本語学級 (夜間) 設置学校数	総数	日本語 学級 (夜間)	総数	日本語 学級 (夜間)
区市立	8	5	27	7	227	99

【出典：東京都教育委員会「公立学校統計調査報告書(学校調査編)」】

(2) 都内中学校夜間学級の設置校一覧

墨田区立文花中学校	足立区立第四中学校
大田区立糀谷中学校	葛飾区立双葉中学校
世田谷区立三宿中学校	江戸川区立小松川中学校
荒川区立第九中学校	八王子市立第五中学校

2 中学校通信教育課程

学校教育法附則第8条では、「中学校は、当分の間、尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に対して、通信による教育を行うことができる。」と規定している。この規定に基づいて、東京都では、旧制度の義務教育修了者（尋常小学校卒業又は国民学校初等科修了者）に新制度の中学校教育課程を履修させるための教育機関として、対象者が都内全域であり、広域的に事務処理する必要があることから、昭和23年から千代田区教育委員会に事務を委任し、千代田区立神田一橋中学校内で「中学校通信教育課程」を実施してきた。

なお、平成12年4月からは、「東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例」に基づき、千代田区教育委員会が事務処理を行っている。

また、令和4年度の出願資格から65歳以上の都内在住・在勤している者で、諸事情により中学校で十分に学べなかった者を追加している。（別科生）

都内中学校通信教育課程の設置校数、学級数及び生徒数

（令和6年5月1日現在 単位：校、学級人）

	学校数	学級数	生徒数
区立	1	3	23

【出典：東京都教育委員会「公立学校統計調査報告書(学校調査編)」】

3 中学校卒業程度認定試験

病気などやむを得ない事由のために義務教育諸学校に就学できず、保護者が就学させる義務を猶予又は免除された者等に対し、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するため、毎年10月頃に文部科学省が行う試験である。合格した者には高等学校の受験資格が与えられる。

第7 義務教育学校運営費標準

昭和42年3月、東京都教育委員会は、義務教育学校運営費の私費負担解消を目的として、公費で負担するべきものを明らかにした「義務教育学校運営費標準」を設定した。この運営費標準とは、地方交付税の算定方法により、標準規模校（小学校18学級・1学級40人・児童数720人、中学校15学級・1学級40人・生徒数600人）を想定し、その学校に運営の全般にわたって標準的な運営方法を具体的に設定し、必要経費を目的別・性質別・測定単位別に分類の上、標準経費単位費用表にまとめたものである。「運営費標準」の設定は、教育の多様化に対応し、膨大化していた学校運営費の軽量化と合理化を図るとともに、近代化を促進し、教育水準の維持向上を図る効果をもたらした。

しかし、義務教育学校運営費標準の設定の趣旨である「私費負担の解消」については、学校運営費における私費負担額が、昭和42年は一人当たり小学校1,164円、中学校2,141円であったが、平成10年度には、それぞれ0円と1円となり、設定の目的は、ほぼ達成されたことに加え、平成12年の地方分権一括法が施行されたことにより、教育行政は区市町村が主体的に行うものとなったことから、東京都教育委員会が区市町村立学校の運営費の標準を示すことは必ずしも適切ではなくなったため、各区市町村教育委員会が、自主性・自立性を尊重した運営費標準を設定することが望まれる。

第8 不就学児童・生徒

義務教育の就学率が99%を超えている一方、病気その他何らかの理由で義務教育諸学校に就学していない児童・生徒もいる。

就学義務を猶予又は免除されて就学していない児童・生徒（都内）

（令和6年5月1日現在 単位：人）

学 齢	不就学 児童・ 生徒数	理 由 別			
		病弱・発 育不完全	児童自立 支援施設 又は少年 院にいる ため	重国籍の ため	その他
6 歳～11 歳	1,051 (1,078)	12 (12)	－ (－)	1,024 (1,051)	15 (15)
12 歳～14 歳	556 (510)	－ (－)	－ (－)	555 (510)	1 (－)

【出典：東京都教育委員会「公立学校統計調査報告書（学校調査編）」】

（注）（ ）内は前年度数値